

# 平成24年度第12回定例会

## 八王子市教育委員会会議録

日	時	平成24年10月24日(水)	午前9時
場	所	八王子市役所 議会棟 4階	第3・第4委員会室

# 第12回定例会議事日程

- 1 日 時 平成24年10月24日（水）午前9時
  - 2 場 所 八王子市役所 議会棟 4階 第3・第4委員会室
  - 3 会議に付すべき事件
    - 第1 第25号議案 八王子市教育委員会職員の人事に関する事務処理の報告について
    - 第2 第26号議案 八王子市立学校教職員人事の内申に関する事務処理の報告について
    - 第3 第27号議案 平成24年度文部科学大臣優秀教員表彰候補者の推薦に関する事務処理の報告について
    - 第4 第28号議案 高齢者叙勲候補者の推薦について
    - 第5 第29号議案 八王子市体育館条例施行規則の一部を改正する規則設定について
    - 第6 第30号議案 平成24年度11月補正予算の調製依頼について
    - 第7 第31号議案 公有財産の貸付協議について
    - 第8 第32号議案 八王子市姫木平自然の家の指定管理者の指定に関する議案の調製依頼について
  - 4 報告事項
    - ・体力向上リーフレットについて (指導課)
    - ・いじめの対応状況把握のための調査の結果について (指導課)
-

八王子市教育委員会

出席委員（5名）

委員 長	（1 番）	小田原 榮
委員	（2 番）	和田 孝
委員	（3 番）	川上 剋美
委員	（4 番）	金山 滋美
教育 長	（5 番）	坂倉 仁

教育委員会事務局

教育 長（再掲）	坂倉 仁
学校 教育部 長	野村 みゆき
学校教育部指導担当部長	相原 雄三
教育 総務 課 長	布袋 孝一
学校 教育部 主幹 （支援教育担当）	穴井 由美子
学校 教育部 主幹 （企画調整担当）	平塚 裕之
施設 整備 課 長	加藤 雅己
学 事 課 長	海野 千細
学校 教育部 主幹 （保健給食担当）	山野井 寛之
指 導 課 長	廣瀬 和宏
指導課統括指導主事 （企画調整担当）	所 夏目
指導課統括指導主事 （教育施策担当）	山下 久也
指導課統括指導主事 （教育センター担当）	山本 武
指導課 前任指導主事	木下 雅雄
生涯学習スポーツ部長	榎本 茂保
生涯学習スポーツ部参事 （図書館担当）	穂坂 敏明
生涯学習総務課長	宮木 高一

生涯学習スポーツ部主幹 ( 図 書 館 担 当 )	中 村 照 雄
生涯学習スポーツ部主幹 ( 図 書 館 担 当 )	遠 藤 辰 雄
生涯学習スポーツ部主幹 ( 図 書 館 担 当 )	福 島 義 文
生涯学習スポーツ部主幹 (こども科学館担当)	牛 山 清 志
生涯学習スポーツ部主幹 (スポーツ施設担当)	橋 本 徹
国 体 推 進 室 主 幹	高 橋 利 光
国 体 推 進 室 主 幹	岩 田 充
学 習 支 援 課 長	新 井 雅 人
文 化 財 課 長	田 島 巨 樹
指 導 課 指 導 主 事	野 村 洋 介
指 導 課 指 導 主 事	菅 野 直 博
教 育 総 務 課 主 査	平 井 健 太 郎
施 設 整 備 課 主 査	松 本 眞 次
指 導 課 主 査	古 川 洋 一 郎
生涯学習総務課主査	吉 本 知 宏

事務局職員出席者

教 育 総 務 課 主 査	遠 藤 徹 也
教 育 総 務 課 主 任	川 村 直
教 育 総 務 課 嘱 託 員	小 松 麻 紀 子

【午前9時00分開会】

○小田原委員長 大変お待たせいたしました。

本日の委員の出席は5名全員でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成24年度第12回定例会を開会いたします。

毎度申し上げておりますけれども、電力不足が心配される中、本市では節電の取り組みを実施、継続しております。照明は一部消灯とさせていただいておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○小田原委員長 日程に入ります前に、本日の会議録署名委員を指名いたします。

本日の会議録署名委員は、3番、川上剋美委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

なお、議事日程中、第27号議案、第28号議案につきましては、審議内容が個人情報に及ぶため、第30号議案につきましては、未だ意思形成過程のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項及び第7項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 御異議ないものと認めます。

○小田原委員長 それでは、それ以外の日程について進行いたします。

日程第1、第25号議案、八王子市教育委員会職員の人事に関する事務処理の報告について、を議題に供します。

本案について、教育総務課から説明願います。

○布袋教育総務課長 それでは、第25号議案、八王子市教育委員会職員の人事に関する事務処理の報告について、担当の平井主査より説明いたします。

○平井教育総務課主査 教育委員会の管理職の人事について、「八王子市教育委員会の権限委任に関する規則」第4条第1項の規定に基づき、教育長において、裏面のとおり事務処理をいたしましたので、承認をお願いするものです。

異動発令日は、平成24年10月1日で、発令内容は、生涯学習スポーツ部主幹（図書館担当）として川口図書館に勤務しておりました田中主幹が、市民部由木地域事務所長として転出、代わりに税務部主幹（滞納解消対策本部担当）でありました福島主幹が

転入しております。

説明は以上です。

○小田原委員長 教育総務課からの説明は終わりました。

本案について、御質疑、御意見はございませんか。

特にないようでございますので、お諮りいたしますけれども、ただいま議題となっております第25号議案につきましては、提案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 御異議ないものと認めます。

よって、第25号議案につきましては、そのように承認することにいたしました。



○小田原委員長 続いて、日程第2、第26号議案、八王子市立学校教職員人事の内申に関する事務処理の報告について、を議題に供します。

本案について指導課から説明願います。

○廣瀬指導課長 それでは、第26号議案、八王子市立学校教職員人事の内申に関する事務処理の報告につきまして、担当の古川主査より説明いたします。

○古川指導課主査 平成24年10月16日付で、前山田小学校宇賀神副校長が、町田市立木曾境川小学校の校長へ昇任することが内定いたしました。また、その後任として、青梅市立吹上小学校安原一朗主幹教諭を、山田小学校副校長として昇任する旨の内報が、東京都教育委員会からありました。

東京都からの内報が9月18日で、人事の内申の提出期限が10月4日であったことから、八王子市教育委員会定例会において議決する暇がなく、9月28日に教育長において事務処理を行いました。この件に関して、本定例会で「八王子市教育委員会の権限委任に関する規則」第4条第1項の規定により、承認を受けるため、議案として上程したものです。なお、議案関連資料として、安原一朗副校長の略歴を添付しております。

説明は以上です。

○小田原委員長 指導課からの説明は終わりました。

本案について、御質疑、御意見はございませんか。

○川上委員 言葉を聞きもらったようなので、「東京都から9月18日に」の部分を、もう一度説明してください。

- 古川指導課主査 9月18日に東京都教育委員会から、この方を副校長の候補者として提示します、という内報がありました。本来はこれに基づいて、八王子市教育委員会から東京都教育委員会へ内申する必要があるのですが、その提出期限が10月4日となっており、教育委員会に議案として上程する暇がなかった、ということでございます。
- 川上委員 東京都からの「内報」が9月18日にあったのですね。ありがとうございます。
- 小田原委員長 関連資料が、10月16日付発令の内申となっているのですが、この内申の意味は何ですか。この関連資料はこちらが内申したものであるということですか。
- 古川指導課主査 申しわけございません。内申は左側の議案裏面の内容になります。こちらは関連資料で、あくまでも安原先生の略歴を示したものになります。
- 小田原委員長 内申の関連資料ということですか。
- 古川指導課主査 はい。
- 小田原委員長 そういうことであるならば、そう書いてもらうのと同時に、前任者に関することも関連資料として、ここに付けていただければよかったですと思います。
- 古川指導課主査 今後は注意したいと思います。
- 坂倉教育長 東京都からの人事はこのような形で来ることが多いので、結局、教育委員会には諮らず、教育長の私が決めることになってしまうのですが、もし、教育委員会で、この方ではなく、他の人がいい、となった場合はどうなるのでしょうか。
- 小田原委員長 教育委員会には拒否権がありますから、内申をしなければいいわけですが、しかし、実際には内示される前に、東京都から何らかの相談があるはずなので、そこが教育長にもきちんと伝わるかどうかですね。
- それでは、他には特にならざるようでございますので、お諮りいたしますけれども、ただいま議題となっております第26号議案につきましては、提案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 小田原委員長 御異議ないものと認めます。

よって、第26号議案は、そのように承認することにいたしました。



- 小田原委員長 続いて、日程第5、第29号議案、八王子市体育館条例施行規則の一部を改正する規則設定について、を議題に供します。

本案について、スポーツ振興課から説明願います。

○橋本生涯学習スポーツ部主幹 以前、八王子市体育館条例の改正について御承認いただき、平成24年9月26日の議会において、八王子市体育館の条例改正議案が成立いたしました。それに伴い、八王子市体育館条例に基づく事務処理を行うための施行規則について、ここで必要な改正を行うものでございます。

内容は、利用申請、利用承認、施設を使うための事務処理規定、新たに甲の原体育館に指定管理者を導入するための、指定管理者の申請等にかかわる事務処理の規定になります。更に、指定管理者制度では利用料金制を導入いたしますので、現在の体育館で用いられている「使用料」と、甲の原体育館の「利用料金」が、並列する形になります。このため、両方に使える言葉として、通常「使用する」というところを、全て「利用する」という形に直し、利用料金制と使用料を両立させる規則の改正を行います。

説明は以上です。

○小田原委員長 スポーツ振興課の説明は終わりました。

本案について、御質疑、御意見はございませんか。

○和田委員 今後は他の施設についても、「使用」という言葉を使わないで、「利用」という言葉になるのですか。

○橋本生涯学習スポーツ部主幹 利用料金制を導入している施設は、すべて「利用」という言葉になります。利用料金と使用料との区別をつけるため、そういう事務処理を行っております。

○小田原委員長 「利用」と「使用」は、どう区別するのですか。

○橋本生涯学習スポーツ部主幹 使用料を徴収している場合は「使用」、利用料金制の場合には「利用」という言葉を使っております。

○小田原委員長 それはそうなのですが、「利用」と「使用」は、どこでどう区別しているのですか。

○橋本生涯学習スポーツ部主幹 条例で使用料として定めている場合は、「使用」という区分になります。

○小田原委員長 条例ではなぜ区別しているのですか。明確に区分できないので、あえて規則で、「利用」と「使用」を分けているのですか。

○橋本生涯学習スポーツ部主幹 あくまでも条例上、規則上の整理として、使用料の場合は「使用」、利用料金制を導入している場合は「利用」、という表現を使用しているということでございます。



○坂倉教育長 おそらく国の法律なども、現状に追いついていない状態なのでしょう。

現在の会計規則の中でも、「使用料及び賃借料」という勘定科目になっていますが、本来なら、全部「使用料」だと思います。

指定管理者が入って利用料金制ができたので、今までのものと区別するためにこうなったのですが、その辺りがまだ十分に整理し切れていないのだと思います。

○小田原委員長 「利用」とした方が、サービスの度合いが高いように感じるということでしょうか。

○坂倉教育長 本来は、もう少し、言葉の区別や、全体の歳入に関する区別をつけなければいけなかったのだと思います。

○小田原委員長 できれば、これは法制課あたりで考えてもらえるといいですね。他に何かございますか。

○川上委員 14条2の(7)に、「前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類」とあって、次の行に括弧書きで、(指定管理者の審査結果の通知等)とありますが、これは、指定管理者の指定を受けようとする者が、自分で通知を出すのですか。

次の第15条を見ると、審査結果の通知は教育委員会が出すもの、となっていますね。書類上だけの表現なのかもしれませんが、こちらが通知するものを、向こうに出させるというのは、少しおもしろいと思いました。

○小田原委員長 「通知等」の、等というのは何ですか。

○橋本生涯学習スポーツ部主幹 これは、次の第15条の説明になります。第11号様式、第12号様式の両方が含まれた内容なので、「通知等」という表現にしたと考えます。

○坂倉教育長 川上委員は、多分、勘違いされているのだと思います。第15条の前にある括弧書きは、第15条の条文の内容を簡略に示しているものです。

○川上委員 括弧書きの意味がよくわかりました。ありがとうございます。

○橋本生涯学習スポーツ部主幹 条文の前には括弧書きで、その条文がどのような内容かを概略で示します。同じ内容で条文が分かれる場合は、最初の条文にだけ、括弧書きが付きます。これは法制課で定めているルールでございます。

○川上委員 第7条の2に(利用料金の減免)という括弧書きがありますが、これは第11条まで続くのですか。

○橋本生涯学習スポーツ部主幹 いいえ、第7条の2は(利用料金の減免)、第8条は(使用料の徴収方法)で、第9条以降もそれぞれ別立てになります。

- 小田原委員長 第8条は「使用料」でいいのですか。
- 橋本生涯学習スポーツ部主幹 はい。第8条は使用料の徴収方法になります。
- 川上委員 第10条はどのようなのですか。
- 橋本生涯学習スポーツ部主幹 第10条は（使用料等の還付）です。やはり、「使用料等」とすることで、利用料金と使用料の両方の還付を表現しています。
- 川上委員 わかりました。
- 小田原委員長 第7条も「使用料」でいいのですか。
- 坂倉教育長 会計規則が関わってくるので、ここは、「使用料」でいいと思います。非常にわかりにくいですね。
- 小田原委員長 条文を全部を突き合わせないと、よくわからないですね。
- しかし、これは市長部局の法的文章の審査は通っているわけですよ。
- 橋本生涯学習スポーツ部主幹 はい、事前に法制課のチェックを受けております。
- 小田原委員長 「使用」と「利用」のところも、大丈夫ということですか。
- 橋本生涯学習スポーツ部主幹 そこも法制課とは十分に調整いたしましたし、その指導に基づいて、この条文ができ上がっております。
- 小田原委員長 ということでございます。
- それでは、他にはないようでございますので、お諮りいたしますけれども、ただいま議題となっております第29号議案につきましては、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 小田原委員長 御異議ないものと認めます。
- よって、第29号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。
- 
- 小田原委員長 次に、日程第7、第31号議案、公有財産の貸付協議について、を議題に供します。
- 本案について、施設整備課から説明願います。
- 加藤施設整備課長 それでは、第31号議案、公有財産の貸付協議について、説明させていただきます。

本市は、地球温暖化対策地域推進計画に基づき、市施設における太陽光発電装置設置による、再生可能エネルギー普及を進めているところでありますが、今般、環境部を中

心として、民間事業者の資金を活用し、市施設への太陽光発電装置設置を行うこととなり、学校がその設置場所となったことから、公有財産の貸付について、八王子市公有財産規則に基づき、財務部長へ協議するものであります。

詳細は、担当の松本主査から説明いたします。

○松本施設整備課主査 「教育委員会は、地方自治法第238条の4の規定により、行政財産を貸付もしくは行政財産に私権を設定し、または行政財産の使用を許可しようとするときは、あらかじめ財務部長に協議しなければならない」という規定が、「八王子市公有財産規則」第6条第2項にございます。本件の審議は、公有財産の貸付を財務部長に協議することについてで、内容は、学校施設の屋上等で学習活動に支障のない、いわゆる余裕スペースを、民間業者に貸し付けるというものです。

まず、貸付目的ですが、市施設の屋上等を民間業者に貸与し、民間事業者のノウハウと資金力により、太陽光発電装置を設置し、再生可能エネルギーの普及拡大を図ることを目的とします。

なお、市立小・中学校は災害時における避難場所に指定されており、これを設置することで、非常時における電源確保にもなることから、学校施設の屋上等を設置場所として貸与、発電した電力の一部を貸付料として、当該学校施設で利用可能とし、残りの電力については、事業者が電力会社に売電します。

次に貸付施設及び場所ですが、学校施設のうち、学習活動を妨げない範囲において貸与をします。貸与する部分は校舎の屋根面または屋上部分で、貸付施設は、現在、市内の小・中学校20校を予定していますが、最終的な設置校数及び太陽光発電装置の仕様等（発電出力、設置方法等）は、事業者からの提案内容を審査して決定します。

貸付の法的根拠は、「地方自治法」第238条の4第2項第4号に、「行政財産をその用途または目的を妨げない範囲において、貸付または私権を設定することができる」とありますので、屋上等の余裕のある部分を貸し付けることは可能です。

貸付に伴う収支と貸付期間ですが、まず、発電した電力の一部が当該施設に供給されますので、これを歳入とし、民間業者が装置を設置するため、歳出はゼロ円となります。貸付期間は工事期間を除いて20年間です。

これに伴う導入効果ですが、学校施設の余裕スペース等を利用することで、電力使用量の削減に加え、災害時の非常用電源を確保することができます。また、学習教材として活用できる設備をあわせて設置することにより、環境教育等の効果が期待できます。

最後に今後の予定ですが、今月から来月にかけて、公募型プロポーザル方式により、事業者の決定及び契約をいたします。また、設定工事は平成25年2月から3月を予定しております。

説明は以上です。

○小田原委員長 施設整備課の説明は終わりました。

本案について、御質疑、御意見はございませんか。

○金山委員 発電した電力の一部を学校で使えるということですが、それは具体的にどのくらいでしょうか。それから、小・中学校20校となっていますが、なぜ20校だけなのかということと、その20校を選定した基準も教えていただけますか。

○加藤施設整備課長 まず、学校で使用できる電力ですが、設置する太陽光パネルの発電能力の10%以上となっております。現在、発電能力は50キロワット程度を想定しておりますので、そのうちの10%ですから、5キロワット程度になると考えております。

それから、20校を選ぶにあたっては、新耐震の基準で設置された学校の中で、設置スペースが確保できる学校を選定しております。当初、新耐震の基準で選ばれた学校は21校あったのですが、そのうち1校が設置スペース等の問題で外れ、最終的に20校ということになっております。

○小田原委員長 5キロワット程度の電力が、当該施設に供給されるということですが、それを「歳入」というのですか。

○加藤施設整備課長 先般の不動産審査会の中で、貸付料の代わりに電力を受け取ることが承認されております。

○小田原委員長 それが歳入になるのですか。

○松本施設整備課主査 5キロワットを1校の年間電力使用料金に換算すると、10万円前後になりますので、それを貸付料、歳入、と考えております。

○小田原委員長 そういう計算をして、それを歳入に組み込むわけですか。

供給に相当する金額ということならわかりますが、それを歳入に数えるのですか。

○加藤施設整備課長 東京電力から配電されている電力にミックスすることになりますので、その分が料金削減になるだろう、ということです。

お金として、決算上の歳入として、組み入れることはいたしません。

○小田原委員長 収支、という言い方ならそういうことでいいのでしょうか、歳入歳出で、歳出がゼロ円、という表記の仕方は少し違うのではないかと思うのです。

学校で太陽光発電を行うこと自体はとていいことですが、こういう言い方はもう少し考えていただければと思います。

○川上委員　私も再生可能エネルギーには大賛成で、とていいことだと思います。

しかし、今回は新耐震の校舎に装置を設置しますね。その工事で、校舎にビスを打ったりすることはありませんか。そして、そこから水が入ったりする心配はありませんか。

それからもう一つ、設置工事の期間ですが、2月から3月だと、まだ学校で授業をしている最中ですね。騒音や、頻繁な人の出入りで、授業に差し障りが出ないかということも心配です。

○松本施設整備課主査　屋上に設置する際、基礎部分のコンクリートに穴をあけてアンカーボルトで留めますが、その部分には施工業者が防水加工を施しますので、大丈夫だと思っております。

また、工事期間につきましても、音の出る作業は、学習活動に支障のない時間帯等に行うことにしております。基本的に作業は屋上が中心ですので、それほど気になる音は出ないと思いますが、その辺も十分に学校と調整して進めたいと思っております。

○小田原委員長　その他はいかがですか。

○和田委員　20年間という契約期間は、どういう根拠で定められているのかということと、設置された20校と、それ以外の設置されていない学校では、例えば夏場の電力供給などに差が出てくるのかどうかを教えてください。

○加藤施設整備課長　まず、設置期間が20年ということですが、こちらは国の再生可能エネルギーの「固定買い取り制度」を利用することになっており、その上限が20年ということで、設置期間も20年となっております。

それから、設置した学校と、していない学校で、電力使用に差があるのかということですが、基本的にそれはございません。東京電力から配電を受けている電力とミックスして使う形になりますので、設置している学校だから、電力の使用制限が緩くなるようなことはございません。

○小田原委員長　八王子の市立学校の電力使用については、全部同じ対応をしていただけるということですね。

設置して、20年経った後はどうなるのですか。

○加藤施設整備課長　現在のところ、上限は20年で、更新制度等の話は聞いておりません。

○小田原委員長　設置してから20年後はどうなるのかと、当然聞かれるでしょう。

○加藤施設整備課長 担当の環境部からは、20年経った後は、原則、「現状復帰」ということで考えていると聞いております。

ただし、その時の状況にもよりますので、今後、更に検討していくということです。

○小田原委員長 まだそこは、不確定な部分なのですね。

○坂倉教育長 この制度は再生可能エネルギーの普及・拡大を目的としているわけですが、一方で電力料金という金銭的な問題も出てくるわけです。しかし、これが設置してあるから有利、ないから不利、ということはないようにして行きたいと考えています。

○小田原委員長 この制度自体はとてもいいことだと思いますが、細かいことは、まだこれからなのでしょね。

○金山委員 学習教材として活用できる部分があるということですが、それはどういうものですか。

○松本施設整備課主査 太陽光発電装置の表示パネルを校舎の昇降口等に設置することで、屋上に行かなくても発電量やCO<sub>2</sub>削減量がわかります。そういうものが学習教材に使えるのではないかと考えております。

○野村学校教育部長 あまり細かい内容を言ってしまうと、プロポーザルに影響しますので、ここではその程度だとお考えください。

○小田原委員長 結局は、発電量が何キロワットで、蓄積量がこのくらいあるということが、どのように教材になるのか、ということです。

こういう施設で電力表示を見ても、「なるほど」とは思うけれど、だからそれが何なのか、そこのところから考えていかないと、あまり意味がないように思います。

そういうものを見て、環境教育だと考える人はどれだけいるでしょうか。

○加藤施設整備課長 プロポーザルに差し支えるといけませんので、ここで具体的なものは出せませんが、学校や指導課からは、学習教材としてこんなものがあるといい、というアイデア的なものはいただいております。

○坂倉教育長 プロポーザルがどうこうではなく、その辺の意見がどんどん出てこなければいけないというのが、委員長がおっしゃりたいことだと思うのです。

例えば、民間企業のコマーシャルなどでは、自社が植林した樹木でCO<sub>2</sub>がどれだけ削減できたかをはっきり示しています。しかし、学校の場合、これで何キロワット節電、と言われても、それでどのくらいCO<sub>2</sub>減って、それがどのように環境教育になるのかを、しっかり教えられる人がいないと思うのです。

委員長はその辺りのことを言いたかったのでしょうか。そこはぜひ、指導課にしっかりしてもらいたいと思います。設置した学校に、そういうことを教えられる先生が、一人ぐらい欲しいですね。

○所指導課統括指導主事　　まずは、子どもたちが実感を持つことが非常に大切だと思いますので、森林の面積に換算した表示が出るとか、その辺りをプロポーザルで要求ができたらいいと考えております。

ただ、実際問題として、パネル表示だけで学習効果があるのかといたら、そこは少し疑問ですので、例えば子どもたちに小型の光電池を持たせて、太陽光があたると発電することを実感してもらって、そのもっと大きいものが屋上にあると理解させることができたらいいのでは、と思っております。

○小田原委員長　　参加企業がどういう案を出すかに期待するしかないだろうと思いますが、学校としても、こういうものがあればいい、ということを、考えられるようにしておいて欲しいですね。

他にはございませんか。

それでは、お諮りいたしますけれども、第31号議案につきましては、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長　　御異議ないものと認めます。

よって、第31号議案につきましては、このように決定することにいたしました。

財務部でも、公有財産の貸付については、十分実りのある協議をしていただきたいと思います。

---

○小田原委員長　　次に、日程第8、第32号議案、八王子市姫木平自然の家の指定管理者の指定に関する議案の調製依頼について、を議題に供します。

本案について、生涯学習総務課から説明願います。

○宮木生涯学習総務課長　　それでは、第32号議案、八王子市姫木平自然の家の指定管理者の指定に関する議案の調製依頼について説明申し上げます。

姫木平自然の家は青少年の健全育成を目的に、長野県小県郡長和町に設置された施設で、市内小・中学校の移動教室やスキー教室で優先的に利用されているほか、一般市民にも、保養所としても広く利用されております。

平成19年度からは指定管理者制度を導入、現在の指定管理期間が、来年3月31日をもって終了することから、今回新たな事業所を選定するものです。

詳細は、担当の吉本主査より説明いたします。

○吉本生涯学習総務課主査　初めに、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条では、「市長が教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見を聞かなければならない」という規定がございます。本案は市議会の議決を経るべき事件であるため、本案議決後に市長へ議案の調製を依頼するに当たり、委員の皆様から頂戴した意見を教育委員会の意見として付すことで、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条に基づく、市長からの意見徴収に対する教育委員会の意見といたします。

八王子市姫木平自然の家については、「八王子市姫木平自然の家条例」第15条で、「自然の家の管理は指定管理者に行わせるもの」、第17条で、「教育委員会は最も適当であると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するもの」と定めております。

現行の指定管理者の指定期限が、平成25年3月で3年間の期間を終了することから、平成24年10月22日に開催した選定委員会の結果を受け、八王子市姫木平自然の家の指定管理者を、株式会社長和町振興公社に指定する議案の調製を依頼するものです。

指定管理者の候補は、長野県の株式会社長和町振興公社、指定期間は平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間でございます。

次に、選定基準ですが、「八王子市指定管理者制度導入に向けた基本方針その2」に基づき、(1)から(6)までの6項目を選定基準といたしました。

続いて選考経過等です。平成24年7月1日に「広報はちおうじ」と、ホームページで募集を行い、結果1団体から応募があり、一次選考、二次選考を行いました。

まず、一次選考では「八王子市姫木平自然の家指定管理者の選考に関する実施要項」第2条及び第3条に基づき、生涯学習総務課長、学事課長及び児童青少年課長の3名により、応募資格及び事業計画書等について審査を行いました。

その後、10月22日に二次選考として選定委員会を開催しております。選定委員会は、「八王子市姫木平自然の家指定管理者選定委員会設置要項」に基づき、学識経験者1名、子ども団体指導者1名、小学校長1名、中学校長1名、関係所管部長3名の委員で組織されています。二次選考では、15分間のプレゼンテーションの後、15分間の



質疑応答を行いました。

評価結果ですが、各選考委員の持ち点が100点、委員は全部で7名おりますので、700点満点で採点しました。なお、選定の最低基準は、「八王子市姫木平自然の家指定管理者の選考に関する実施要項」に基づき、700点の6割にあたる420点以上と定めております。

この採点の結果、548点を獲得して選定基準を上回ったこと、業務実績が豊富であり、ノウハウを蓄積した運営が期待できること、地域と協力した体験メニューの提案や、宿泊者に安全・安心を提供できる、地域と連携した体制が整えられていることなどから、株式会社長和町振興公社を指定管理者の候補者として選定したところでございます。

説明は以上です。

○小田原委員長 生涯学習総務課の説明は終わりました。

何か御質疑、御意見はございませんか。

○和田委員 7名の委員が一人100点持っていて、トータルで700点ということですが、各評価項目の配点はどうなっていますか。

○吉本生涯学習総務課主査 1項目につき一人5点で、委員7名で35点満点です。それが全部で20項目あります。

○小田原委員長 最も点数の低い項目でも23点だから、平均評価は一人3点以上、という考え方なのでしょう。しかし、業務実績が豊富とは、何をもって言うのでしょうか。

それに、年々利用者数が伸びていると言うけれども、それがきちんとデータとして数字で示されていませんね。

更に気になるのは、ほとんどの評価が、平均すると3点から4点だということです。特に合計点数が25点以下の評価の低い項目は、実際に私たちがここを利用した場合、とても気になる部分なのだろうと思うし、そのギャップをどう判断するかだと思います。

結果的には1社しか応募してきていないのでしかたないとは思いますが、ここに書いてある、「業務実績が豊富であり、年々利用者数を伸ばしていることから、ノウハウを蓄積した運営が期待できる」という評価にはあまり期待できないし、この施設の運営内容は、これからも今までとあまり変わらないのではないかと、という懸念もあるのですが、いかがですか。

○宮木生涯学習総務課長 確かに、業務実績が豊富、というのは、平成19年度から6年間、指定管理者をやっていることが一番の理由でございます。

○小田原委員長　それで業務経験が豊富と言えるのでしょうか。

○宮木生涯学習総務課長　平成19年以前にも業務委託として、この施設の管理を任せていた実績がございます。

また、昨年度の利用人数は、一昨年に比べて1,800人ほど増えております。

更に、今年9月までの利用人数も、すでに昨年度より400人ほど上回っております。

○小田原委員長　どうして利用実績が伸びているのでしょうか。

○宮木生涯学習総務課長　公社側もいろいろとPRに努めているようです。例えば公社で運営しているスキー場のキャンペーンの際に、姫木平自然の家のパンフレットも一緒に持っていったり、過去に利用実績のある団体に対して、ダイレクトメール等で継続利用を促すことをしているようです。

○小田原委員長　それは、八王子市の子どもたちや市民の利用が増えた、と考えてよろしいのですか。それとも、他のところから来る方が増えた、ということでしょうか。

○宮木生涯学習総務課長　昨年の八王子市の小学校、中学校の利用実績は、合計で59校でした。どうしても各校の利用時期が重なるものですから、それ以上増やせない状況です。

特にスキー教室の時期は姫木平自然の家だけでは賄い切れませんので、公社が地元の白樺湖畔のホテル等に声をかけて、通常よりも安い料金でそれらを利用できるようにしています。実際に、そこでスキー教室を行っている学校も数校ございます。

○坂倉教育長　この施設に対して、今後、どのように力を入れていくかでしょう。

厳しい財政状況の中で、このまま一つの市が保養施設を持ち続けることに対して、果たして意味があるのか、という声も確かにあります。しかし、あえて教育委員会がここを受け持っているということは、やはり、学校教育や市民の生涯学習のため、という面があると思うので、その辺の位置づけをはっきりさせていくことが大事だと思っています。

1社しか応募がないのも、他にやってくれるところがないからであって、だとすると、効率面だけ考えるのではなく、どんな教育活動や学習活動ができるのか、そこを追っていかなければいけないと思うのです。

○小田原委員長　ここを利用するということは、この施設に「泊まる」ということですね。

「泊まる」ことによって、体験的な学習や、そこにある学習素材を使って理科や社会科の系統的な学習が行えることを、しっかり示すことも必要だと思います。

それに、収容人数の問題や、ここが快適な宿泊施設かどうか、ということもあると思います。実際に泊まりに行ってみると、かなりがっかりする部分もあるようですので、

それを今後どうするかが難しいところですね。

○宮木生涯学習総務課長 指定管理者の募集要項は5社が取りに来ましたし、現地見学会には4社が来たのですが、最終的には1社しか応募がありませんでした。

後日、事業者アンケートを行ったところ、応募しなかった理由として、「地元の人脈づくりや人材確保が難しい」、ということがあがっていました。

○小田原委員長 人材確保の問題もあるのですね。

○坂倉教育長 施設自体はややがっかりするところもあるのかもしれませんが、スキー場まではリフト2本で行けるようになっていきますし、体験学習ができる場所も近くにあるという恵まれた環境です。その辺をうまく生かせばいいのですが、あの設備でこれ以上料金を高く取るわけにはいかないですし、収益を上げるのは相当きついと思うのです。

それに市民も料金が安いという理由だけで、あえてあそこに行くかどうかを考えると、例えば市民の利用には市が補助金を出すなど、その辺りも含めてよく考えないといけません。

○小田原委員長 私はもっといろいろな部分を広げていくことだと思います。畑や田んぼをあそこに持つとか、グリーンツーリズムを行うとか、子どもたちだけでなくその家族や、一般市民や、退職した教員が、あそこに通う目的をつくる要素はあると思うのです。

多少お金はかかるかもしれませんが、それは覚悟しておく必要があるでしょう。

○宮木生涯学習総務課長 既にいろいろな体験メニューを用意しているのですが、選定委員会からも、更に新たなメニューの開発が必要では、という意見をいただきました。

○小田原委員長 現地見学会に来た事業者が、そういうことにお金をかけても運営をやりたいと思うようになればいいと思います。そうすれば、現行の指定管理者も今のままでは良くないと考えて、何か工夫するのではないのでしょうか。

それでは、他にないようでございますのでお諮りいたしますけれども、第32号議案につきましては、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 御異議ないものと認めます。

よって、第32号議案につきましては、そのように進めていただきたいと思います。

○小田原委員長 続いて報告事項となります。

指導課から2件、報告願います。

まず「体力向上リーフレットについて」を報告願います。

- 山下指導課統括指導主事　それでは、まず、保護者向けの体力向上啓発リーフレット、「はちおうじっ子の体力向上チャレンジ！」の作成及び配布について報告いたします。  
詳細は、担当の野村指導主事より説明いたします。

- 野村指導課指導主事　まず、本リーフレットを作成した背景です。生活様式の変化などにより、子どもたちの体力が低下していることが全国的な課題となっており、国の調査では、近年少しずつ向上しているとの報告もありますが、親の世代に比べると、依然低い水準となっています。

八王子市教育振興基本計画「ゆめおり教育プラン」では、「体力向上に向けた取組」を重点施策として掲げ、スポーツ教育推進校など、東京都の事業も積極的に活用しながら、各学校での体育・保健体育の授業の改善等を通じて、子どもたちの体力向上に取り組んでおります。

しかし、子どもたちの運動が日常化するには、学校での取り組みだけでなく、家庭の協力が不可欠であり、そのためには体力向上の重要性を保護者に知らせ、その意識を高めていく必要があります。

そこで、今回、市立小・中学校の体育・保健体育の専門管理職からなる体力向上推進委員会が、保護者向け啓発リーフレットを作成、配布することとなりました。

配布の目的は、保護者に子どもたちの体力の現状や運動の重要性を知らせることと、体力向上のために家庭でできる取り組みを教え、その理解を促すことです。

リーフレット表面では子どもの体力の現状と運動の重要性の説明を、裏面では、家庭でできる取り組みを掲載しています。

配布対象は市立小・中学校全家庭で、配布時期は今月以降、保護者会等を活用しながら年末までに各家庭に配布する予定です。

説明は以上です。

- 小田原委員長　指導課からの報告は終わりました。

本件について、御質疑、御意見はございませんか。

- 金山委員　各学校を通して配布するのだと思いますが、それ以外にも、何か家庭に対して働きかけをする予定はありますか。

- 山下指導課統括指導主事　配布後はホームページにデータを掲載して、家庭教育用にこういうものを配布したことを知ってもらって、必要な方はそこからダウンロードもしてい

ただけます。

また、これまでも、家庭教育8カ条等を、青少年対策委員会や保護司会等に提供しておりましたので、そういった形でも広めていきたいと考えております。

○金山委員　今回は、保護者の意識改革、啓発という意味もあると思います。

だとしたら、ぜひP T A連合会の会長会のようなところで、こういうものを配った、と言っていただくと、学校の中での広がりも、また違ってくると思います。

もちろん、保護者に直接話して配っていただくのが一番早いのですが、例えば保護者会でこれを配っても、多くの資料の中の一枚として紛れ込んでしまう可能性もありますので、特にこれを強調したいということであれば、何か別の手だてを考えていただけるといいと思います。

○山下指導課統括指導主事　いただいた御意見を参考にして、P T A連合会とも連携をとりながら、周知を図っていきたいと思います。

○小田原委員長　今、これを作って出すのは、なぜですか。

○山下指導課統括指導主事　本市の「ゆめおり教育プラン」では、学力向上とともに体力向上も掲げています。そこで、教員による体力推進委員会を設け、授業研究などを行ってきました。その中で、家庭への啓発も並行して行わなければ、ということになり、昨年度後半から今年度にかけて内容を検討し、今回配布となった次第です。

○小田原委員長　なぜ家庭に配布しないといけないのか、その根拠はあるのですか。

ここに書いてあるのは、どれもごく当然のことなものですから、それがこれぐらいしかできていないから配るといふ、根拠のようなものはあるのですか。

○山下指導課統括指導主事　数値的なデータはないのですが、体育専門の管理職員や保健体育科の教員の実感として、学力に比べて体力についての保護者の意識や関心は低い、ということがあって、一度家庭に対してきちんと啓発をしよう、ということになりました。

○小田原委員長　先ほど金山委員も言われたように、本気で家庭に呼びかけるのであれば、P T A連合会や保護者会などをうまく活用しないと、子どもに渡すだけでは、ただそれだけになってしまうので、もっと積極的なものが必要ではないでしょうか。

それに、なぜ今、これをしなければならないのかが、このリーフレットを見てもよくわかりません。小学校1年生から中学校3年生までの親に配るのでこうなってしまうのですが、本当に親に何かをさせるのならば、もう少し、しっかりした取り組みをして欲しいと思います。

私が子どものころは、体育ではなく「体操の時間」といっていましたが、体操の時間はうれしくて、これが2時間も3時間も続けばいいと思ったものです。

しかし、今の体育はどうかというと、子どもたちが嫌がる教科になっているのではないのでしょうか。だから、こういうことになってくるのだと思います。

学校の先生たちも、親にいろいろ言うよりも、子どもたちがもっと喜んで体育の授業を受けるようなことを、まず、考えないといけないのではないのでしょうか。

○山下指導課統括指導主事　このリーフレットについては、実はもう少し、具体的に踏み込んだものにしようという案もあったのです。しかし、まず関心を持ってもらうことが大事ではないか、ということで、家庭ではある程度ハードルを下げたところから取り組んでもらいたいと、このような形になりました。

なお、このリーフレットは家庭向けですが、引き続き、学校へも働きかけが必要ということで、今年度実施した体力調査の結果を分析して、教員向けの資料も作成・配布をしたいと考えております。

○小田原委員長　例えば学校の運動会や遠足は、こういうことを踏まえた上で、考えられているのでしょうか。本来、体力推進は、そういう部分と連動していなければいけないと思うのです。

まずはこれを第1号として発行して、今後何号か続けていく中で、そうなるように期待しています。

○和田委員　裏面に「スポーツ祭東京2013（東京多摩国体）」のことが載っていますが、競技会場に児童・生徒を招待したり、参加した選手に市内の学校で指導に当たってもらうなど、何かこれに関連した企画はあるのでしょうか。

○高橋国体推進室主幹　女子サッカーや軟式野球の応援を、周辺の小・中学校にお願いしようと考えています。

○小田原委員長　もっと積極的にやってもいいのではないのでしょうか。これは国体推進室だけでなく、指導課や学校も含めて考えていくことなのだろうと思います。

○和田委員　学校の部活の生徒たちが、積極的に観戦できる機会をつくってもいいのではないのでしょうか。せっきやくここで紹介しているのですから、それに関連して、「こういう取り組みをします」というアピールができるといいと思います。

○山下指導課統括指導主事　いただいた御意見を参考に、せっきやくの機会を逃さないよう、対応していきたいと思います。

○小田原委員長　オリンピックと国体は違うかもしれませんが、全校で観戦に出かけるとか、そういうことができるのかどうかですね。

○金山委員　リーフレットについてですが、イラストがもう少し今風だと、より子どもたちの目を引きやすいのではないのでしょうか。

それに、ここにあるグラフ程度の数値の落ち方では、保護者の皆さんは、「このくらいならいいのでは」と感じてしまうと思うので、あえてこのグラフは出さないか、出すのであれば、その意味をよく説明された方がいいと思います。

○山下指導課統括指導主事　グラフについては御指摘のとおり、東京都との差を、はっきり見せることが難しかったので、そこは今後検討したいと思います。

それから、イラストですが、今回は時間がなかったので、私が描いてしまいました。今回は、美術や図工の先生に、時間をかけて描いていただくことも考えたいと思います。

○小田原委員長　もう少し、時間をかければよかったですね。何も慌てて出す必要はなかったと思います。

他になれば、引き続き、指導課から、「いじめの対応の状況把握のための調査の結果について」を報告願います。

○山下指導課統括指導主事　それでは、いじめの対応状況把握のための調査の結果について、報告いたします。

この調査は、東京都が今年7月に実施した、いじめに対する緊急調査の対応状況を、9月に追跡調査したものになります。

詳細は、菅野指導課指導主事より説明いたします。

○菅野指導課指導主事　調査の趣旨・内容は、7月に実施した「いじめの実態把握のための緊急調査」において、各学校で把握した事例の対応状況を把握するためのものです。

調査の時期・方法は、9月12日までの状況を、各学校が八王子市教育委員会に報告したものになっています。

続いて調査結果です。(1)は、いじめと認知した案件への対応です。7月の緊急調査で認知したいじめの件数は、小学校で56件、そのうち、いじめが解決したのは30件、継続中は26件、中学校では認知件数82件のうち、解決が62件、継続中が20件でした。

(2)は、いじめの疑いがあると思われる案件の対応です。7月の緊急調査において、いじめの疑いがあると思われる件数は、小学校で265件、そのうち調査の結果、いじ

めではないとわかった件数が171件、いじめとわかり対応した件数が94件です。いじめとわかった案件のうち、解決は46件、継続中は48件です。中学校では、いじめの疑いのある案件177件のうち、いじめではないとわかった件数が68件、いじめとわかり対応した件数が109件です。いじめとわかった案件のうち、解決は56件、継続中は53件となっております。

(3)は、いじめと認知した案件の対応です。解決した案件と、継続中の案件全てを教職員が対応している他、多くの案件で、保護者の協力を得て、連携・対応しています。スクールカウンセラーが対応した案件は、小・中学校を合わせて33件、警察等の関係諸機関に相談したものは、小・中学校各1件で、相談先はいずれも子ども家庭支援センターとなっております。

(4)は、いじめの疑いがあり、その後いじめとわかった案件の対応です。この数値は、(2)いじめの疑いがあると思われる案件のうち、いじめとわかり対応した件数、小学校94件、中学校109件についてのものです。スクールカウンセラーが対応した案件は、小・中学校合わせて58件、警察等の関係諸機関に相談して対応した案件が4件ですが、中学校の1件は警察、小学校の2件は子ども家庭支援センターと学童保育所となっております。

(5)は、案件の態様についてです。全体としては、冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする、仲間外れ、集団による無視、の順で多く、中学校では、パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる、ということも14件と多くなっています。

次に7月及び今回の調査を受けて、教育委員会が行った取り組みです。いじめと認知した全ての案件について、学校訪問等を通じて具体的な対応や状況の確認を行いました。今回、いじめへの対応が継続中、となっている案件については、今後も状況を継続的に把握してまいります。また、状況に応じて、いじめ問題にかかわる具体的な対応についての指導・助言のため、指導主事が学校を訪問し、対応いたします。

校長会、副校長会において、いじめ問題にかかわる取り組みの一層の充実について、指導の徹底を図るとともに、9月には生活指導主任を対象にいじめ問題に関する研修会を、来週は学校長を対象に研修会を実施いたします。

また、保護司会と連携し、いじめ問題に関する連絡協議会を9月と11月に実施するほか、来週は民生児童委員主催の研修会で、いじめ問題の理解と対応について、研修を



実施する予定です。

いじめはどの学校にも、どの子どもにも起こり得るものである、という基本的な認識に立ち、今後も各学校と教育委員会が連携して、いじめの未然防止・早期発見・早期解決のため、取り組みを継続してまいります。

説明は以上です。

○小田原委員長 指導課の報告は終わりました。

本件について、御質疑、御意見はございますか。

○和田委員 まず1点目ですが、今回は、東京都が行った調査でいじめの疑いがあると思われる案件を、踏み込んで調査したものだと思いますが、いじめと認知した案件と、疑いがあると思われる案件の境目の判断について、東京都ではきちんと具体例を挙げて示しているのかどうかを知りたいのです。いじめの疑いがある、という件数が、これだけ多いということ、学校側はきちんと捉えようとしているのでしょうか。それとも、疑いがあるという段階のまま止まっているのでしょうか。

それから2点目は、教育委員会に報告されている数字ですが、学校は、自分の学校の中にこういういじめの状況があるということ、保護者や子どもたちにも、きちんと話しをしているのかどうかということです。ただ報告して終わり、ということではなくて、自分の学校がどうなっているのか、学校側がきちんと受けとめて、それを活用する方向に動いているのかどうかです。

3点目は、今は、いじめがあったことを問題にするよりも、きちんと対応して、それが解決した学校を評価しようという動きになっているわけですね。しかし、ここに出ている数字は、そういう意味で、学校の取り組みが評価される数字になっているのでしょうか。その辺りを八王子市教育委員会としてどう考えているのか、それとあわせて、積極的に解決に取り組んでいる学校があったのかどうかも、わかったら教えていただけるとありがたいと思います。

○山下指導課統括指導主事 まず1点目のいじめの境目ですが、東京都からは項目のみで、特に具体的な判断は示されておりません。これについては、学校に個々に聴き取りしているのですが、やはり線引きは難しいように思います。ただ、傾向としては、片方からの一方的な暴力的行為や嫌がらせ等があれば、とにかくいじめとして広く捉えて認知しようということにはなっているようです。

それから2点目ですが、いじめの状況は学校でもきちんと把握しておりますし、今回

の調査結果もここでの報告の後、同様の通知内容で各学校に示すことになっております。

ただし、保護者対応については、どこまで具体的に踏み込めるかが難しいところですが、各学校からの通知や学校だより等で、広く周知していただいたと捉えております。

最後に3点目の評価についてですが、例えば、「継続中」という、対応後の経過観察について言えば、いじめを見逃さずきちんと対応して解決を図っている、という部分で、一定の成果が出ていますし、評価も得られるのではないかと判断しております。

○和田委員　例えば中学校では、いじめの疑いがあるものが177件、そのうち109件が、結局いじめとわかったとありますが、学校側はその認知をどう捉えているのでしょうか。

いじめの境目が曖昧だからというよりも、むしろ、初めから学校側がもう少し積極的に踏み込んで、対応すべきではなかったか、という感想を率直に持つのです。

今回の調査でいじめの事実がわかって、対応してもらったこと自体はとても良かったのですが、後になっていじめとわかった件数がこれだけあるということは、初期対応としてはどうかと思います。

それから、いじめというのは、保護者とか生徒に対して学校ぐるみで対応していかないと解決しない問題なので、ただ報告を上げただけではうまく学校内での解決に結びつかないという気もしているのです。

これは7月の調査ですから、この調査以降の学校の取り組みなども、何かあったら紹介してください。

○山下指導課統括指導主事　例えば、ある学校では、いじめの疑いのある件数が非常に多いのに驚いて、ふれあい月間だけでなく学校独自の調査の日をつくって、毎月調査することになりましたし、今回の件を踏まえて、改めて情報がきちんとあがる場をつくった学校もごさいます。また、毎週行われる夕方の会議の中で、各学年のいじめを含めた問題を話し合う時間を設けた学校もあるようです。

○相原指導担当部長　それぞれの学年で、子どもたちがいじめの防止について、どんな取り組みをしていくかを話し合っ、毎月発表する機会を設けた小学校もごさいます。

また、中学校では、弁護士の講話を聞いたり、全生徒がいじめに対する意見を書いて、教室の中に掲示して意識向上を図ったり、生徒会活動の一環として標語を校内に掲示したり、道徳授業や地区公開講座の中で保護者を交え、いじめ防止をテーマに取り組んでいるところもごさいます。

9月以降の「学校だより」でも、「いじめを絶対許さない」という校長のメッセージ

が非常に強く出ている学校も、いくつかございました。

私どもも、具体的な聞き取りを全校に行いましたので、今後も学校と一緒に取  
り組むと同時に、子どもたちがいじめについて考える意識を、常に芽生えさせておくこ  
とが大事だと考えております。継続案件の解決には、学校が強い意志を持って取り組む  
よう、引き続き、支援と指導をしていきたいと思っております。

○小田原委員長 他にはいかがですか。

○金山委員 先日、東京都のいじめ対策のシンポジウムと、早稲田大学の教育研究所のシン  
ポジウムに参加してきましたのですが、その中で、いじめについて子どもたちにアンケート  
をしても、現在進行形でいじめられている子は真実を書けない場合があるということや、  
いじめというと、まず暴力行為について言われがちだが、暴力で受けた傷は治るけれど、  
言葉で受けた暴力は一生治らない、などのお話もありました。

ですから、やはりいじめに関しては、これからも油断はできないし、子どもたちの中  
にも、周りの大人の中にも、常にそういう意識を持ってもらうこと、常にそういう意識  
を醸造することが、一番大事だと思っております。

今後、地域運営学校の委員の方、保護者、PTAへの対応を追加していただけると、  
学校関係者全員に対応が行き渡るという気がしますので、勉強会のような形でもいいで  
すし、意見交換とまではいかななくても、いじめに対する共通認識を持てる機会があると  
いいと思っております。

○山下指導課統括指導主事 御指摘のとおり、関係者機関と連携して、多面的に情報を突き  
合わせながら、状況把握していくことが大事だと思っておりますので、PTAや地域運  
営学校に対する取り組みについても、これから検討したいと思っております。

また、学校側、先生方に対しては、とにかく表面の行動に惑わされずに、内面の感情  
を気遣って、違和感を敏感に感じとって取り組んで欲しいということと、いじめは対人  
関係の問題なので、学校での体験活動など、さまざまな取り組みの中で、いじめを許さ  
ない学校づくりをすることを指導しています。

しかし、これには、教員自身の人権意識も含まれてきますので、この問題には、今後  
もさまざまな面から取り組んでいきたいと考えております。

○小田原委員長 その他はいかがですか。

○和田委員 最近では保護者が警察に訴える動きも出ているようですが、八王子市でもそう  
いうケースはありますか。

もしそうなった場合、学校や教育委員会に、状況がきちんとフィードバックされているのでしょうか。警察との連絡体制や、協定のようなものはあるのですか。

○山下指導課統括指導主事 保護者が学校のいじめの対応に不満を持って警察に行くケースは、本市でもございます。

多くは学校から連絡を受けて、こちらから警察側に問い合わせをするのですが、八王子市内の各警察署の少年係とは、常に綿密な連携をとっております。毎月の生活指導主任の研修会にも、各警察署と少年センターの方が必ず入って、お互いに情報交換をしておりますので、何かあった場合は、すぐ指導課に情報が入ります。

基本的に、警察、教育委員会、学校が連携しながら動ける体制になっております。

○小田原委員長 最初の和田委員の質問に戻りますが、調査結果（１）と（２）の数字の違いがよくわからないのです。７月の緊急調査で認知したいじめの件数、例えば小学校の５６件は、（２）ではどこに行ってしまったのですか。

○山下指導課統括指導主事 （１）小学校５６件、中学校８２件は、７月時点で既にいじめと認知した件数で、これは（２）に入りません。（１）に対しての対応件数が、（３）ということになります。ですから、小学校の場合いじめの総数は、７月の５６件に、（２）で新たにわかった９４件をプラスすることになります。

○小田原委員長 その数はどこに書いてあるのですか。

○山下指導課統括指導主事 この調査は、７月の結果の追跡調査ですので、（１）と（２）について別々の処理をしております。合計何件という表示はございません。

○小田原委員長 それでは、どれが追加されたものなのかがわかりません。

○山下指導課統括指導主事 （１）の５６件と８２件、（２）の２６５件と１７７件が、７月の調査結果です。今回の調査で、（１）の小学校５６件のうち、いじめが解決したものが３０件、継続中が２６件ということが判明しています。（２）は７月時点でいじめの疑いがあると思われていた件の対応で、小学校の場合、今回の調査でいじめではないとわかったものが１７１件、いじめとわかって対応したものが９４件で、その後にある４６件と４８件は、この９４件の対応がどうなったかを示しています。

表のつくりがわかりにくく、申しわけありません。

○小田原委員長 小学校の２６５件のうち、１７１件はいじめではなかった、ということですか。しかし、これはどうやって判断したのですか。担任や生活指導主任が判断したのですか。

- 山下指導課統括指導主事 当該児童・生徒から直接話を聞くなどで状況を把握した結果、いじめではなかった、と判断されています。案件個々に、担任や生活指導主任が確認をとったということです。
- 小田原委員長 逆にこういう数字が出てくるといことは、各学校がかなり注意している、警戒しているのだと、理解していいのでしょうか。
- 山下指導課統括指導主事 いじめについては、その疑いのあるものも含めて、とにかく見過ごさない、という意識が学校にあって、これだけの数が上がってきているのでしょうか。学校側が、きちんと事態を捉えているということだと思います。
- 小田原委員長 突然の調査で、すぐにこういう数字が出てきたということは、学校側も、十分注意しているということですね。
- これを継続していくためには、今後も一定の期間にチェックを行う、何らかの仕組みが必要でしょうね。
- 山下指導課統括指導主事 年3回の「ふれあい月間」がございますので、ここで改めていじめの件数だけでなく、その内容についても再確認していく必要があると思います。
- また、今回の調査結果は、各担当指導主事が全件を把握していますので、引き続き、継続的な確認もいたします。
- 全体的な取り組みだけでなく、個々の状況を把握して対応することについても、これからは意識して取り組んでまいります。
- 小田原委員長 これはお願いですが、資料裏面の、4、教育委員会の取組、の最後に書かれている、「いじめは、どの学校にも、どの子どもにも起り得るものであるという基本的な認識に立ち、今後も各学校と市教育委員会が連携して、いじめの未然防止・早期発見・早期解決のための取り組みを行っていく。」、という文章を、4の一番上にして、その下に括弧書きで、さまざまな取り組みをつけ加える形にしていきたいのです。
- きっと、いろいろな案が出てくると思います。
- それから、「ふれあい月間」が年3回行われているにもかかわらず、これだけの件数のいじめが起こっていたという事実を、どう見るかということもあります。
- いじめを起こさないことも大事ですが、現実にいじめは起きているのですから、とにかくそれを見過ごさないようするというのを、ぜひ心がけていただければと思います。
- 他に、何か報告する事項等がございますか。
- 野村学校教育部長 ございませぬ。

○小田原委員長 以上で公開の審議は終わりますが、委員の皆さんから何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 特にないようでございますので、ここで暫時休憩にいたします。  
なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は退室願います。  
再開は11時12分ということで、お願いいたします。

〔午前11時07分休憩〕